

## ため池地震耐性評価業務委託 特記仕様書

### 1 総則

本業務は、長野市建設工事共通仕様書 地質・土質調査共通仕様書（以下「共通仕様書」という）による他は、この提示書により履行しなければならない。

### 2 目的

本業務は、ため池堤体の地質調査及び安定計算等を行い、ため池の地震耐性を評価するものである。

### 3 調査概要

設計図書に記載のとおり

### 4 調査内容特記事項

#### 1) 調査ボーリング

- ・ボーリング深度が調査目的を達しない場合は、監督員と協議すること
- ・保孔管配置を原則とするが、現場条件によるため協議すること
- ・調査位置の選定にあたり追加調査が必要となる場合は協議すること
- ・調査は関係法令の許可及びため池管理者立会後の実施となるため承諾のこと
- ・北溜池及び沢池について現地確認の上、資材運搬方法を協議すること

### 5 基準書

下記の基準に基づき業務を実施すること

- ・土地改良事業設計指針「ため池整備」（農業農村工学会）
- ・長野県ため池地震耐性評価の手引き（案）（長野県農政部）

その他の基準については監督員と協議すること

### 5 成果品

成果品は以下の項目について、共通仕様書により2部作成する

- (1) 業務概要
- (2) 調査位置案内図、調査位置図
- (3) 地質概要（調査地周辺の地形・地質の検討等）
- (4) 調査・試験の方法
- (5) 調査・試験結果
- (6) 考察
- (7) 添付図 等

## 6 その他

業務着手前、中間打合せ、成果品納入時に、発注者と打合せ・協議を行うこと。また、本業務を実施するにあたり、設計図書及び仕様書等に疑義が生じた場合も協議を行うこと。

## 7 長野市公契約等基本条例に関する事項

- ・長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること
- ・業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること
- ・（B：業務委託の場合）長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。  
この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。